

国有地の一時貸付ができます！

東北財務局では、以下の物件について一時貸付（貸付期間3年以内）の要望を受け付けています。一時貸付はコインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

◎お貸しできる物件一覧は別添をご覧ください。
※物件は定期的に更新しています。



貸付けにあたっての留意事項

■ 利用用途の制限

風俗営業、暴力団事務所、公の秩序又は善良の風俗に反する目的、その他社会通念上不適切と認められるものの用途などには、ご利用できません。また、産業廃棄物等、廃棄を目的とする砂利・砂・残土置場、振動・騒音・悪臭の著しいものについても、ご利用いただけません。なお、建物を設置する場合は、仮設事務所のような仮設建物の所有を目的とした借地借家法第25条に規定する「一時使用」の場合にのみご利用いただけます。

これらの他に、個々の物件により、利用用途が制限される場合もありますので、利用要望のある方は、必ず物件の所在する財務局・財務事務所へ照会してください。

■ 返還時の原状回復

返還するときは、貸付期間満了日までに原状回復することが条件となります。

■ 利用者の決定方法

国有地の貸付け等は手続きを明確化し、速やかに、かつ、より透明で公平な手続きによるとする観点から、ホームページに掲載のうえ、利用要望を募り、原則、一般競争入札により利用者を決定します。複数の者から要望があった場合は、面積・利用期間等が国にとって有利と思われる要望の内容を条件として一般競争入札を行い利用者を決定します。

なお、面積・利用期間等によっては、法令の規定に基づき入札によらずに貸付けが行える場合もありますので、お気軽に物件の所在する財務局・財務事務所へご連絡ください。

※貸付けを行うまでには一定の事務処理期間が必要となりますので、利用要望のある場合はお早めに物件の所在する財務局・財務事務所へお問い合わせください。

【問合せ先】

東北財務局 秋田財務事務所 管財課

TEL 018-862-4205

〒010-0951 秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎3階



くらしに役立つ国有財産

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件（秋田県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。
国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
買受けや借受けの要望に関する詳細については、受付担当課（総括）までお問い合わせ下さい。
ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

【お問い合わせ先】
秋田県秋田市山王 7-1-4 秋田第二合同庁舎3階
東北財務局 秋田財務事務所 管財課
電話：018-862-4205

令和8年7月15日現在

整理 番号	所在地	登記 地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望						備考		
				買受要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類				借受可能 期間		借受要望 受付期間	借受参考 貸付料等 (※6)
					前入札時の 最低売却価格 (円)	前回入札の 公示日	一時貸付け (※2)	3年を超える 貸付け (※3)	事業用定期借 地権の設定に よる貸付け (※4)	一般定期借地 権の設定によ る貸付け (※5)				
1	秋田県秋田市千秋中島町110-9	宅地	256.95	○			○				要相談	随時受付中		
2	秋田県秋田市千秋中島町119-3	宅地	171.47				○				要相談	随時受付中		
3	秋田県秋田市千秋中島町232-1	宅地	176.13				○				要相談	随時受付中		
4	秋田県秋田市千秋中島町244-3外11筆	宅地	1,493.11				○				要相談	随時受付中		
5	秋田県秋田市千秋中島町566-2	宅地	203.74				○				要相談	随時受付中		
6	秋田県秋田市土崎港相染町字沖谷地127	田	482.34	○			○				要相談	随時受付中		
7	秋田県秋田市寺内堂ノ沢2-91	宅地	578.01	○			○				要相談	随時受付中		
8	秋田県秋田市川元むつみ町58-1外4筆	宅地	370.52	○	9,440,000	R5.4.14	○				要相談	随時受付中		

整理 番号	所在地	登記 地目	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望						備考	
				買受要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類				借受可能 期間	借受要望 受付期間		借受参考 貸付料等 （※6）
					前回入札時の 最低売却価格 (円)	前回入札の 公示日	3年を超える 貸付け (※3)	事業用定期借 地権の設定に よる貸付け (※4)	一般定期借地 権の設定によ る貸付け (※5)					
9	秋田県秋田市千秋中島町122-1	宅地	205.84	○	7,450,000	R6.9.20	○				要相談	随時受付中		
10	秋田県秋田市千秋中島町30-3	宅地	200.75	○	9,570,000	R7.4.11	○				要相談	随時受付中		
11	秋田県秋田市千秋中島町845-7外1筆	宅地	259.79	○	6,070,000	R7.4.11	○				要相談	随時受付中		
12	秋田県能代市松美町319	宅地	250.88				○				要相談	随時受付中		
13	秋田県能代市出戸本町5-5	宅地	635.77	○			○				要相談	随時受付中		
14	秋田県能代市末広町66-47	宅地	488.42	○	3,920,000	R4.9.26	○				要相談	随時受付中		
15	秋田県能代市字中嶋1-165	宅地	900.32	○	1,600,000	R5.4.14	○				要相談	随時受付中		
16	秋田県横手市増田町増田字上町127-22	宅地	304.45	○	1,030,000	R4.9.26	○				要相談	随時受付中		
17	秋田県横手市増田町増田字関ノ口138-3	宅地	298.79	○			○				要相談	随時受付中		
18	秋田県大館市幸町26-6外1筆	宅地	791.86	○			○				要相談	随時受付中		
19	秋田県大館市早口字上野122-66	宅地	1,192.31	○	1,360,000	R4.9.26	○				要相談	随時受付中		
20	秋田県大館市字桜町32-1	畑	130.85	○			○				要相談	随時受付中		
21	秋田県湯沢市湯ノ原1-240-1	宅地	160.43	○			○				要相談	随時受付中		
22	秋田県湯沢市愛宕町3-23-3外4筆	雑種地	1,383.69	○	6,400,000	R6.9.20	○				要相談	随時受付中		
23	秋田県大仙市大曲日の出町1-30-36	宅地	1,013.08	○			○				要相談	随時受付中		

整理 番号	所在地	登記 地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望					備考		
				買受要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類					借受可能 受付期間	借受参考 賃付料等 （※6）
					前回入札時の 最低売却価格 (円)	前回入札の 公示日	一時貸付け （※2）	3年を超える 貸付け （※3）	事業用定期借 地権の設定に よる貸付け （※4）	一般定期借地 権の設定によ る貸付け （※5）			
24	秋田県大仙市豊岡字椿75-1外1筆	宅地	2,006.12	○				○			要相談	随時受付中	
25	秋田県仙北市角館町外ノ山22-7	宅地	1,260.25	○	4,940,000	R5.9.26		○			要相談	随時受付中	
26	秋田県山本郡藤里町藤零字家の後17-1	宅地	586.17					○			要相談	随時受付中	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考賃付料等」は、一時賃付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低賃付料（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「賃付けの種類」、「貸付期間」及び「賃付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低賃付料と「借受参考賃付料」は大きく異なる場合があります。